

「経営者保証に関するガイドライン」の積極的な活用について

平成 25 年 12 月 5 日に「経営者保証に関するガイドライン研究会」から「経営者保証に関するガイドライン」が公表され、平成 26 年 2 月 1 日から適用（準備態勢が整った金融機関は先行適用）されます。

本ガイドラインの積極的な活用により、中小企業・小規模事業者等（以下「中小企業」という。）、経営者及び金融機関の継続的かつ良好な信頼関係の構築・強化とともに、各ライフステージにおける中小企業や創業を志す者（以下「中小企業等」という。）の取組意欲の増進が図られ、ひいては中小企業金融の実務の円滑化を通じて中小企業等の活力が一層引き出され、日本経済の活性化に資することが期待されます。

また、本ガイドラインの公表と同日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」においても、地域経済の屋台骨である中小企業・小規模事業者の革新を推進するための施策として、「経営者保証に関するガイドラインの利用促進」が盛り込まれたところです。

当庁としては、金融機関等による積極的な活用を通じて、本ガイドラインが融資慣行として浸透・定着していくことが重要であると考えております。

については、貴協会傘下機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 営業現場の第一線まで本ガイドラインの趣旨や内容の周知徹底を図るとともに、顧客に対する幅広い周知・広報の実施、社内規程や契約書の整備等、所要の態勢整備に早急に取り組むこと。
- (2) 本ガイドラインの適用に関する準備が整った場合は、適用開始日を待たず、先行してガイドラインに即した対応を開始すること。
- (3) 中小企業等からの相談には、その実情に応じてきめ細かく対応し、必要に応じ外部機関や外部専門家とも連携しつつ、本ガイドラインの積極的な活用を努めること。

以 上